
重点1 富士山の環境保全対策の推進

1 - 1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、自然を守り、文化を育むこと、自然と人との共生を図ること、環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日です。

平成25年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

山梨県富士山の日条例	
(目的)	第一条 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。
(富士山の日)	第二条 富士山の日は、二月二十三日とする。
(県の責務)	第三条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の特徴にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。
(県民の協力)	第四条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。
附 則	この条例は、公布の日から施行する。

(1) 環境問題意識の啓発(観光資源課)

富士山憲章キャンペーン等の実施

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を更に盛り上げるため、普及啓発キャンペーンを展開しました。

- ア 世界文化遺産登録記念 富士山憲章都心キャンペーン
7月6日、三井住友銀行新宿支店(東京都新宿区)において、環境省、林野庁、山梨・静岡両県関係者、地元市町村等関係者により共同実施。20名参加。
- イ 富士山頂キャンペーン
8月6日、吉田・須走口山頂及び富士宮口山頂において静岡県と共同で実施。30名参加。
- ウ その他
県や(社)やまなし観光推進機構、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布。

富士山の日関連イベント等の実施

- ア 関連イベントの開催
富士山の日の特徴にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR
- イ 公営施設利用割引及び無料招待の実施
県内の公営の宿泊・滞在施設、文化教養施設等の協力を得て、県内外の方々に広くPR
- ウ 富士山の日周知PR(1月～3月)
ポスターや啓発グッズの配布、街頭キャンペーンは大雪のため中止。

(2) 富士山憲章推進会議(観光資源課)

- 「富士山憲章推進会議」= 山梨・静岡両県、国、地元市町村
 - ・平成25年5月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等
- 「富士山憲章山梨県推進会議」= 県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等
 - ・平成25年5月、6月(幹事会) 平成24年度事業報告、平成25年度事業計画、憲章キャンペーンの実施について

(3) 富士山ボランティアセンターの活動(平成12年7月1日設置) (観光資源課)

- ・環境保全に関する情報の受発信(ホームページでのニュースの発行、メルマガの配信等)
- ・富士山エコトレッキング(8月23日 参加者22名)
- ・富士山環境学習支援プログラムの実施
 - 富士ビジターセンターでの「環境学習会」:22件、940名
 - 学校等への「出張講座」:14件、1,142名
 - 富士山自然観察園ミニエコツアー:5件、137名
- ・富士山麓環境美化推進ネットワークの運営
- ・第11回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 1,469点

(4) 富士山レンジャーの設置 (観光資源課)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(非常勤職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

- ・平成17年6月1日付けで2名採用
- ・平成17年7月1日活動開始
- ・平成20年4月1日付けで2名増員し、4名体制とした。
- ・平成26年4月1日付けで3名増員し、7名体制とした。

(5) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守 (観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、ガイドラインの遵守、新規参入事業者等への周知徹底、現地検証、ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催 (3月20日 情報交換 他)

(6) 富士スバルラインのマイカー規制について (道路整備課)

富士山五合目の交通渋滞を解消するため、夏山シーズンの最も利用者が多い8月中旬において、平成6年からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、平成25年度は31日間実施しています。

また五合目渋滞対策として、マイカー規制日以外の7・8・9月の週末、五合目駐車場と沿道駐車場を結ぶ無料バスの運行を、平成19年度から併せて実施しています。

マイカー規制	7月12日(金)～15日(月)(4日間)		
	7月26日(金)～28日(日)(3日間)		
	8月2日(金)～25日(日)(24日間)	計31日間	
五合目渋滞対策	第1回 7月19日(金)～22日(月)	第2回 8月30日(金)～9月2日(月)	
	第3回 9月6日(金)～9日(月)	第4回 9月13日(金)～15日(月)	

(7)富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス(世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織)から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があったことや、地元自治体などからも制度改正の要望があったことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用をより一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
船舶の届出	富士五湖(本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
航行の届出	富士五湖(本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

本栖湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れができません。

区 分		山中湖村	富士河口湖町	身延町	合 計	
モ ト ー ボ ー ト	地元のもの	4	9	0	13	
	その他	県内	0	4	0	4
		県外	25	111	0	136
		小計	25	115	0	140
	合 計	29	124	0	153	
水 上 オ ー ト バ イ	地元のもの	3	1	2	6	
	その他	県内	1	10	0	11
		県外	139	297	3	439
		小計	140	307	3	450
	合 計	143	308	5	456	
合 計	地元のもの	7	10	2	19	
	その他	県内	1	14	0	15
		県外	164	408	3	575
		小計	165	422	3	590
	合 計	172	432	5	609	

富士五湖航行船舶届出状況表(届出市町村別)(H25申請分)

(8) 富士山の総合保全対策に関する研究(企画課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所(富士山科学研究所)では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、平成25年度に実施した研究は次のとおりです。

区分	研究テーマ	期間
プロジェクト研究	リモートセンシングと地上探査を用いた富士山森林限界の広域的構造と動態に関する研究	H25～28
基盤研究	富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究	H22～27
	青木ヶ原周辺の植生構造と植生分布の広域解析に関する予備的研究	H25～27
	富士五湖・湖底堆積物の有機地球化学分析による自然環境変遷史の復元	H25～27
	富士五湖湖畔域における特定外来植物アレチウリ(<i>Sicyos angulatus</i> L.)の分布と侵入予測に関する研究	H24～26
	富士北麓の蝶類群集の定量的モニタリングによる温暖化影響と衰退種特性の解明	H24～28
	遷移過程における半自然草地の種多様性と機能群の空間分布に関する研究	H22～26
	富士北麓を中心とした陸・水圏に由来する酵母と糸状菌(真菌)の収集、有用性試験及びデータベース化	H23～25
特定研究	富士五湖(特に河口湖)の水質浄化に関する研究	H25～27
	富士山におけるニホンジカの個体群動態と個体数管理に向けた行動学的特性	H25～27

1 - 2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、平成25年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(観光資源課)

富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((公財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

・8月3日実施、1,800名参加、収集量300kg

・9月10日実施、350名参加、収集量150kg

山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・ 山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、54団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・ 構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ ネットワーク会議の開催(平成26年3月20日)
- ・ 富士山北麓テレビ・古タイヤ不法投棄防止事業として、家電販売店やタイヤ販売店等の協力を受け、来店者に対し不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(7月下旬～8月中旬、12月7日)

(2) その他の事業(観光資源課)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

富士山美化清掃活動への助成

- ・ (公財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・ 富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金